

件名	三田市里山と共生するまちづくり条例（案）意見交換会
日時	平成30年10月27日（土） 10時00分 から 12時10分
場所	三田市役所2号庁舎2201会議室
主催者	技監（棕田） 市民生活部長（入江）・環境共生室長（本荘） 里山のまちづくり課長（石黒）・農業創造課長（上田） 里山のまちづくり課（村本・高木）・環境衛生課（井之上）
参加者	市民9名
傍聴者	5名
司会・進行 開会あいさつ 棕田技監	環境共生室長（本荘） 阪神間では、非常に規模が大きく、貴重な里山が残っている。しかし、それらを有する地域では、人口の減少、高齢化が進み、そこに住む方々だけでは里山の管理が出来なくなっています。 また、近年、太陽光発電設備の山林への設置などがあり、貴重な里山景観が阻害される状況が発生しています。その他、里山景観の一翼を担っている農地において、野焼きに関する問題が発生し、農業者が農地を守りにくい事態も発生しています。 これらを放置すると、三田市の貴重な里山環境が失われかねません。 市としては、市民全体で三田市の里山を守っていくことを目指し、共生によるまちづくりを進めるため、条例の制定を進めています。
条例(案)説明	里山のまちづくり課長（石黒）
参加者	<b>【意見交換】</b> 今回の意見交換会に、農業の現状や、里山のことをわかっている担当者が出席しているのか。 また、市長に意見するために出席したが、市長が出席されていない。市内の大きな問題であるのになぜ出席されないのか。
入江部長	今回の意見交換会は、条例(案)の内容を市民の方々に丁寧に説明し、意見交換を行うため実施しています。条例の内容は複数の担当課にまたがりませんが、環境担当、農業担当が出席しておりますので、十分な体制を整えております。
参加者	市が考えている里山の定義と、私が思っている里山の定義が違う。 里山は我々の先祖が、管理してきた人工林であり、利用してきた場所である。 私は農家ではないが、先祖から引き継いだ3,000坪の山林を所有している。近年は、台風などで大木や竹が倒れ、その処理に大変な労力をかけている。市は全く援助してくれない。 管理で出た木枝を焼却すると言われてたら、我々はどうすればよいのか。 条例を読んだが、野焼きをするとか、罰則とか書いてある。到底受け入れられない。 太陽光発電を規制するとなっているが、三田市は循環型エネルギーを否定して、原子力を推進

<p>石黒課長</p>	<p>するということか。</p> <p>従来からの里山の定義につきましては、ご意見いただいたとおりです。</p> <p>この条例の中で定める里山は、集落の農地、水路、河川、ため池、湿地及びそれらを取り巻く森林や、市街地の公園、緑地も含めています。</p> <p>この条例の趣旨は、かつて利用されていた里山が放置され、所有者により管理が難しくなっており、市民ボランティアなどの力も借りて管理をして行こうというものです。</p> <p>竹林の問題については、条例制定後に策定する戦略の中で、放置竹林対策の検討を進めます。</p> <p>罰則については、条例で定める太陽光発電設備の安全基準を守らずに設置を進める事業者などを対象としているものであり、野外焼却や山林の所有者を対象としたものではありません。また、三田市は太陽光発電を否定しているわけではありません。条例は、景観や、安全性を担保するため設置の基準などを設けるものです。</p>
<p>参加者</p>	<p>運用指針（案）の（6）対象に含まれない廃棄物で、山林や竹林から搬出される木竹は焼却できないことになっている。私は農家ではないが、山林を所有している。管理で発生する木枝はどのように処分すればよいのか。</p>
<p>石黒課長</p>	<p>法律上、山林の木竹を野外焼却することは認められていません。</p> <p>今後、資源循環型施策を検討する中で、有効利用策を検討します。</p>
<p>参加者</p>	<p>神社の清掃をしていたら警察が来た。貸農園の利用者が野菜屑を燃やしたら警察が来て、農地の所有者が事情聴取された。8時間も事情聴取されて、その方は入院してしまった。市はもっと市民を守らなければいけない。県道や市道の除草をなぜ我々がしなければいけないのか。行政がきちんと仕事をしなければいけない。</p>
<p>入江部長</p>	<p>神社を維持するための活動は、宗教上の活動の面もある。運用指針では、農業者の野外焼却について定めています。</p> <p>市道等の管理については、地域によって市民の皆さまに協力いただいている面がある。しかし、農地に隣接していない場所は、本来は行政が管理を担わなければいけないと思っている。</p>
<p>参加者</p>	<p>煙が上がっただけで警察がやってくる現状を、市は把握しているのか。</p>
<p>入江部長</p>	<p>把握しています。</p> <p>運用指針については、農業を営むためにやむを得ない野外焼却について定義し、その範囲であっても一定の配慮をいただくために定めるものであり、農家の皆さんを守るためのものであることをご理解いただきたい。</p>
<p>参加者</p>	<p>警察には、通報者を教えてもらえれば直接説明に行くと言っても、いっさい教えてくれない。市はこの現状を把握しているのか。知っているなら、なぜ対策を講じないのか。</p>

本荘室長	警察への通報にあわせて、市へも苦情が入る。その場合は、市からも現地に急行し、やむを得ない焼却であるかの確認を行っています。また、通報者に対しても説明しています。
参加者	<p>条例（案）第 8 条に市の責務が定められているが、国、県の責務が定められていない。市内には有馬富士公園や人と自然の博物館がある。また、県が進める北摂里山博物館構想もある。里山の施策を進めるならば、これらとの連携・協力が必ず必要となる。</p> <p>里山の定義の中で、農地、水路、ため池は農家の方がきっちりと管理されている。市街地の緑地、公園はボランティアが管理している場所がある。しかし、森林となると面積が大きすぎて、とてもボランティアで管理できないと思う。</p> <p>市民活動の活性化というが、どうやって市民を集めるのか。市民も高齢化しており活動できる人が減っている。</p> <p>里山の施策を進めるのであれば、もっと所有者、活動団体の意見を聞くべきである。</p>
石黒課長	<p>里山に関する施策の実施につきましては、県が進める北摂里山博物館構想と連携しながら進めているところです。具体的には、支援を必要とする里山の所有者と、保全活動ボランティアのマッチング事業などを展開しています。</p> <p>また、県立有馬富士公園、人と自然の博物館とは様々な事業で既に連携している実績があります。森林は人里に近い里山から、もっと奥にある奥山まであり、すべての場所を管理することは不可能です。しかし、少しずつでも保全を実施する場所を広げていかなければいけないと考えております。</p>
椋田技監	<p>国・県との連携につきましては、ご意見のとおり記載がありませんので、検討させていただきます。ボランティアで管理できるのかのご意見ですが、まず、市の責務を明らかにすることにより、継続的な施策の実施を担保するための意味があります。具体的には、条例制定後の戦略の中で検討を進めて行きます。</p>
参加者	<p>私の集落（本庄地区）では、昔からの住民ばかりで野焼き問題は発生していない。従来通り野焼きをしている。</p> <p>毎年 1 月に武庫川の河川堤防の管理の一環で一斉に野焼きを実施しているが、来年は市内の野焼き問題があり見送りの決定を行った。河川堤防は農道の役割もあるため、当然、集落の者で管理を行うが、河川の野焼きがダメとなると、どのように管理すればよいか教えて欲しい。県に相談もしたが、予算が無いので無理だと言われた。一部、ガソリン代や資材の提供はあるが・・・。</p>
入江部長	<p>集落の取り組みとして、河川管理を担っていただいている実情は把握している。しかし、焼却までは実施していない地区もある。</p>
参加者	<p>運用指針（案）の中で、11 月から 12 月が自粛期間と定められている。この期間に農家は黒豆の枝などを焼却する。自粛となっているが、都市住民から見ると、その期間に野焼きを実施しておれば、期間を守っていないと通報を入れる。このような期間を設けることは、農業者として一切受け入れられない。記載は外すべきである。</p>

<p>入江部長</p>	<p>この意見交換会で、このような意見がでることはわかっているはず。なぜ警察の担当者が出席していないのか、市の担当者が答えられないことはわかりきった話だ。</p>
<p>参加者</p>	<p>当初の運用指針（案）では、自粛期間としていたが、様々なご意見をいただいた結果を受けて、修正案で、推奨期間と改めました。あくまでも、推奨期間としているので、農業者ですき込みなどを行い、有機質資源として利用して欲しい。</p>
<p>参加者</p>	<p>本来、野焼きの問題は、農業担当課や農協などが指導の範囲で行うものであり、条例などで決めるものでない。</p> <p>警察に聞いても、なぜ三田市内だけで厳しく取り締まっているのかについて回答してくれない。</p>
<p>椋田技監</p>	<p>運用指針が必要ないとの意見でしたが、このままでは農家の方の混沌とした状況が続くこととなります。オンブズパーソンの見解などでも、従来からの市の野焼きに対する解釈は誤りだと言われている状況です。法律の範囲内に行われる野外焼却について、きっちりと定めないと、農家の方々にとって不幸な状況が続くこととなります。</p>
<p>参加者</p>	<p>野焼きをしてはいけない期間とか書いてあるが、何をばかなことを言っているのか。農家は高齢化が進んでいる。誰もが、その中でできる範囲で一生懸命に農地を管理している。こんな条例を作ったら、三田の農地はすべて草だらけになってしまう。農家は本当に困っている。市にはなんとか解決して欲しい。</p>
<p>参加者</p>	<p>今回の参加者の中に煙害の被害にあわれている方は参加されていません。少し、これらの方の意見を紹介させていただきたい。</p> <p>私の所に相談に来られている方は、すべての野焼きを否定されているわけではありません。周辺に配慮無く実施されていることに迷惑されています。また、小さいお子さんをお持ちの親からは、煙害により、ぜんそくの発作などがでて困っているといった意見も寄せられています。</p> <p>野焼きの問題は、お互いの配慮の上に成り立つものであり、この条例を作ったところで、警察の取り締まり方法が変わることは一切ありません。</p> <p>私はこのような意味のない条例を作ることは反対です。この問題は、法律によってのみ解決されるものであり、勝手な条例で解決するものではない。</p>
<p>参加者</p>	<p>私はニュータウンに住んでいるが、市と協定して緑地の管理をしている。三田の里山の木は大きくなりすぎている。幹が40センチを超えるようなものは、里山が利用されているころには存在しなかった。里山の管理を進めるためには、これらの木を除伐しなければいけない。</p>
<p>本荘室長</p>	<p>予定時間を超過しておりますので、本日の意見交換会は終了させていただきます。</p> <p>本日は、長時間に渡り、貴重な意見をいただきありがとうございました。</p> <p>いただいた意見を参考にして条例をまとめていきます。</p>